

長崎市 J-クレジット創出事業仕様書

1 目的

本市では、令和3年3月17日に2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ長崎」を宣言した。

「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向けては、温室効果ガスの削減はもとより、温室効果ガスの吸収利活用についても取組みを推進する必要がある。

本業務は、長崎市における再生可能エネルギーおよび省エネルギー設備等における二酸化炭素排出量の削減及び市が所有する森林の適切な維持管理における二酸化炭素吸収量を活用したカーボンオフセットに取り組むため、J-クレジット制度に基づき各々のJ-クレジット創出量を調査し、創出および販売を行い、その収益を市のゼロカーボン施策に活用して、ゼロカーボンシティ長崎の実現に資するものである。

2 基本的な考え方

長崎市は、市が管理する市有林及びその他の脱炭素化事業を対象に、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づくクレジットの創出・認証・販売を、市と共同で取り組む者（以下「共同創出者」という。）が締結した協定に基づき、双方の協力のもとJ-クレジット創出に取り組む、認証され発行されたクレジットの販売を行う。

なお、本業務に係る売却益※は、市及び共同創出者があらかじめ設定した割合により配分するものとする。

※売却益とは販売したJ-クレジットの販売額のことであり、共同創出者は売却益を割合により配分された額から外部経費（妥当性審査費用・検証費用・モニタリング外部委託費用等）を賄うこととなります。

3 事業名 長崎市 J-クレジット創出事業

4 履行期間 協定締結日から令和17年3月31日まで

5 履行場所 指定場所

6 制度文書

事業の実施に当たっては、本仕様書の定めによるほか、以下のJ-クレジット事務局が定める最新の制度文書を遵守して実施するものとする。

- ・実施要項
- ・実施規定（プロジェクト実施者向け）
- ・実施規定（審査機関向け）
- ・モニタリング算定規定（森林管理プロジェクト用）
- ・方法論策定規定（森林管理プロジェクト用）

- ・約款（プロジェクト実施者向け）

7 業務概要・役割分担

(1) 業務概要・役割分担は次の整理表のとおりとするが、詳細な事項については、プロポーザルにより提案された企画提案書及び協定締結時の協議を踏まえ決定する。

なお、次の整理表のとおり森林管理項目について役割分担表を例示する。その他、森林管理以外の項目についても、これに準ずるものとする。

(整理表)

作業項目		長崎市	共同創出者
森林整備	森林整備、管理（巡視等）	○	
プロジェクト登録	プロジェクト計画書作成		○
	審査機関への審査依頼、対応		○
	プロジェクト登録申請		○※
クレジット認証・発行	モニタリング		○
	モニタリング報告書作成		○
	審査機関への検証依頼、対応		○
	クレジット認証・発行申請		○※
クレジット活用	クレジットの分配	○	
	クレジット販売促進		○

※申請は長崎市名義で実施する。

(2) 負担する経費

(1) の整理表に掲げる作業に要する経費は、各々が負担する。

(3) 参考：森林の面積

(単位：面積ha) 令和5年3月31日現在

区分	直営林	分取林					採草地	総計	
		地域分取	官行造林	公社造林	県行造林	(独)森林総合研究所			
合計	1,308	298	65	204	325	164	230	2,594	
内 訳	長崎	893	298	44	41	242	103	230	1,851
	香焼	139	-	-	-	-	-	-	139
	伊王島	5	-	-	-	-	-	-	5
	高島	2	-	-	-	-	-	-	2
	野母崎	57	-	-	-	-	8	-	65
	三和	-	-	21	19	20	-	-	60
	琴海	25	-	-	10	63	-	-	98
	外海	187	-	-	134	-	53	-	374

参考：過去の整備状況

市有林の森林資源の有効活用と公益的機能の充実を図るため、間伐等を実施する。

年度	H30	R元	R2	R3	R4
整備箇所 (間伐面積)	網場地区 (7.5ha)	網場地区 (6.8ha)	外海地区 (6.7ha)	外海地区 (6.9ha)	外海地区 (8.4ha)

8 成果品

- (1) 次のア～エの成果品は、紙及び電子媒体で各1部提出すること。
また、データのファイル形式は、PDF、MicrosoftOffice（Excel・Word・PowerPoint等）とし、成果品の作成にあたっては、文字の大きさ、色彩、見やすさ等ユニバーサルデザインを考慮すること。
ア 打合せ記録簿
イ J-クレジット創出等支援業務計画書
ウ J-クレジット創出等支援業務報告書
エ その他、本業務のために必要なものとして作成した資料
- (2) 成果品に関する権利は共同創出者が有するものとし、市に使用权を提供するものとする。
- (3) 共同創出者は、本業務の成果品を市の許可なく第三者に対して複写、公表、貸与及び使用してはならない。
- (4) 共同創出者は、すべての履行完了後、市に対して、業務完了報告書（A4縦、任意様式）により報告を行うものとする。

9 秘密の保持等

- (1) 共同創出者は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は対処してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、業務の完了後も同様とする。
- (2) 共同創出者は業務で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性を高く求められる資料を利用するため、取扱には紛失又は漏洩の内容に格別な注意を払うものとする。

10 その他注意事項

- (1) 共同創出者は、業務の遂行のため他人の土地に立ち入る場合、あらかじめ土地の所有者の了解を得るなど、紛争が起こらないように留意すること。
- (2) 本事業により生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、その原因が共同創出者による場合、共同創出者の責任により解決しなければならない。
- (3) 上記の規定は、本業務に係る協定期間の終了後又は協定解除後も同様とする。

11 その他

本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、市と共同創出者が協議し決定する

12 担当

850-8685 長崎市魚の町4番1号 13階
長崎市 環境部 ゼロカーボンシティ推進室 松山
TEL : 095-829-1251 FAX : 095-829-1218